

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 31 日

日本公認会計士協会 御中

金融庁企画市場局総務課長
野 崎 英 司

飲食店等におけるクラスター発生の防止のための総合的な取組について

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加がみられ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの利いた感染防止策に取り組むことが急務となっています。特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）における会食などの場で多く発生していることから、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要です。

こうした中、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的な取組」（別添）が取りまとめられました。別添では、3.

（1）において、職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体等と一体となった感染防止の取組強化が定められています。つきましては、貴協会内及び傘下の会員に対し、その内容について周知徹底いただきますようお願いいたします。

（参考）飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的な取組（抜粋）

3. 職場や大学等における感染防止対策

（1）経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

以上